



医療機関等物価高騰対策支援関連事業

【R6最終補正予算計上予定額 649百万円】

保健医療部医療局医療政策課医療整備 G (029-301-3186)
医療人材課人材育成 G (029-301-3151)
薬務課薬事 G (029-301-3393)

エネルギー価格や食材料料費の高騰により増大する医療機関等の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、医療機関開設者等に対して光熱水費等の支援を行います。

光熱水費	
1 医療機関 支給先：病院、診療所（内科・歯科） ※保険医療機関に限る 対象数：2,941施設	3 施術所 支給先：施術所 ※保険適用の施術を行う施設に限る 対象数：1,222施設
2 薬局 支給先：薬局 ※保険薬局に限る 対象数：1,349施設	4 助産所・歯科技工所 支給先：助産所、歯科技工所 対象数：558施設
食材料料費	
【事業概要】食材料料費の高騰による負担を軽減するため支援金を支給 【対象経費】医療機関の食材料料費の高騰分 【対象数】病院、有床診療所 271施設 (228百万円)	

令和6年度茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請書兼宣誓・同意書
(令和6年度支援金)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

標記について、次のとおり申請します。

1 申請者（法人情報）

フリガナ				
法人名又は個人名				
法人の場合、代表者の職氏名	職名		氏名	
主たる事務所の所在地	郵便番号			

2 連絡担当者

担当者	所属		氏名	
連絡先	電話番号		e-mail	

3 申請額 ※（別紙）施設内訳書に記載してください（自動転記されます）

事業所区分	事業所数	申請額
医療機関等	か所	円
介護施設等	か所	円
障害者施設	か所	円
幼保施設	か所	円
合計	か所	円

4 振込先口座

・「1 申請者（法人情報）」と同じ名義のものを記入してください。

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード（4桁）		支店コード（3桁）	
フリガナ			
口座名義			
口座番号（7桁）		預金種目	

5 申請添付書類

・申請書に添付した書類について、該当する項目に○を入力してください。

【必須書類】振込先口座の通帳の写し	
【必須書類】光熱水費の算出根拠書類（確定申告書、決算書等）	
支給要件確認書類（施術所・助産所・歯科技工所のみ）	
省エネ対策の取組確認書類（病院・有床診療所のみ） ※病院及び有床診療所は「省エネ対策の取組に係る評価表」を添付。病院及び有床診療所以外は添付不要。	
給食実施状況確認書類（幼保施設のみ） ※幼保施設は給食の実施状況が確認できる書類を添付。幼保施設以外は添付不要。	

6 宣誓・同意事項

・申請にあたり、以下の事項について、宣誓・同意いただく必要があります。

・各事項を確認のうえ、宣誓・同意いただく場合は○を入力してください。

1	令和6年度茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給要綱を確認済みであること。
2	本支援金の支給を受けた後も対象事業所・施設の運営を継続していく意思があること。
3	申請する事業所・施設が大型店舗内に所在する場合など、光熱水費が支援対象外の事業所・施設と区別がつかない場合は、面積按分とすること。
4	本申請に関し茨城県から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じること。
5	支援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報第三者から取得される場合があること。
6	虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、加算金等を支払うこと。
7	不正受給と判断された場合、申請者名を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること。
8	本支援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。
9	県及び茨城県内市町村における事業者支援施策の検討・推進にあたり、提出した情報が活用される場合があること。
10	申請内容の裏付けとなる証拠書類（決算書、光熱水費の領収書等）を7年間保存すること。
11	【事業所区分：医療機関等のうち病院、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、薬局のみの宣誓・同意】 次のア又はイのいずれかであること ア 病院・有床診療所、無床診療所（医科）、薬局 感染症法第36条の3第1項の規定に基づく医療措置協定※を締結していること、又は締結を予定していること。 （※ ①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、 ④後方支援、⑤医療人材派遣 のいずれか1つ以上（薬局については③のみ） イ 無床診療所（歯科） 新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）の発生時に、発熱や上気道症状を有している又は新興感染症に罹患している若しくはその疑いがあるということのみを理由に、当該患者の診療を拒否しないこと なお、診療が困難な場合は、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に案内すること
12	【事業所区分：幼児教育・保育施設のみの宣誓・同意】 幼児教育・保育施設について、令和6年4月1日以降、食材料費等の価格高騰を理由とした給食費の値上げを行っていない又は、既に徴収した値上げ相当額に係る本支援金支給額分の返還等を実施し、保護者への価格転嫁解消若しくは緩和を行うこと。
以上、すべての事項について、宣誓・同意します。	

病院等の省エネ対策の取組に係る評価表

事業所名（医療機関名）

必ず入力してください。

- <取組時期> ～R6年度まで。ただし、既に実施するものとして今年度、事業に着手（入札、発注、工事など）しており、令和7年度中に完了予定のものも含む。
- <評価方法> 主に病院の省エネ・再エネ対策について、その効果と導入費用を踏まえて評価します。
- <記載方法> ①この評価表は事業所（病院及び有床診療所）ごとに作成してください。
- ②各取組項目について、実施若しくは現に事業に着手中で令和7年度末までに完了を予定している場合、「実施」欄に○若しくは「完了予定」欄に取組実施の完了月（例：R7.5）を記載してください。なお、完了予定の場合は後ほど実施状況を確認します。
- ③取組状況を記載すると右下に補助率が自動計算されるので、この率を申請書の施設内訳書にある「補助率」としてください。
- なお、審査に際して不明な点は、照会させていただきます。
- ④「上記項目以外の省エネへの取組実績」欄に記載された取組内容によっては、評価点に加算する可能性もあります。
- なお、加点は審査により判断するので、当初申請は当評価表の補助率を使用してください。

【再生可能エネルギー対策】

区分	取組項目	内容等	実施	完了予定	評価点
再エネ	再生可能エネルギーへの転換	太陽光・風力等の再生可能エネルギー設備の整備を行う場合			※

※ 評価点はなく、補助率3分の2になります。

【省エネルギー対策】

建物改修・設備の導入等による省エネ改善					運用による省エネ改善					
	主な取組項目	内容等	実施	完了予定	評価点	主な取組項目	内容等	実施	完了予定	評価点
建物等の断熱	窓ガラスの遮熱フィルムの施工等	遮熱フィルム、ペアガラス			0					
	出入口に風除室の設置				0					
	屋上の断熱防水	鉄板屋根に断熱塗料			0					
	外壁に断熱塗料の吹き付け				0					
空調設備	高度制御機器の導入	BEMS（ビルエネルギー管理システム）			0	フィルタの定期清掃				0
	深夜電力の利用	深夜電力利用と蓄熱層システム			0					
	高効率空調機・冷凍機の導入	冷凍機（空気を冷やす機器）			0					
	高効率ボイラ・コージェネの導入	コージェネレーションシステム等			0					
給湯設備	深夜電力の利用	エコキュート等			0					
	自動水栓				0					
	温度調節機能付シャワーの使用				0					
	節水コマ・節水シャワーヘッド				0					
照明設備	高効率照明の採用	照明のLED化			0	照度の適正管理	照明の定期清掃、間引き			0
	照明の自動点滅	人感センサー、タイマー			0					
その他						省エネ関連の認証取得	ISO14000、茨城エコ事業所			0

【上記項目以外の省エネへの取組実績】

省エネ・再エネの取組状況		補助率
①再生可能エネルギー設備の整備を行う場合		2/3
②積極的に取組んでいる場合（470点以上）		
③【標準】一定程度取組んでいる場合（50～469点）		1/2
④主に運用の改善のみの場合（30～49点）		1/3

合計評価点	0
補助率	0

1 この補助率を「施設内訳書」へ転記